



林野火災は防げる!!

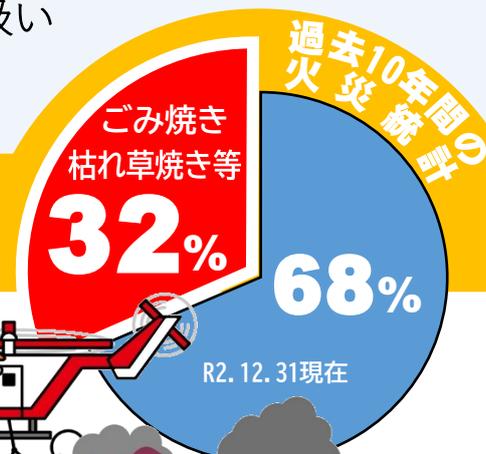
市内で発生している火災の **32%**は「**ごみの野焼き**」や「**枯れ草焼き**」等によるものです。

火災事例

- 目を離した際に燃え広がった
- 大丈夫だろうと思っていたら強風にあおられ飛び火した
- 自分の予想を超えて大きな火になった

これらのことは、私達一人ひとりが火の取扱いに注意することで **未然に防止できること** でもあります。

火災の発生状況



未然に防ぐにはCHECK

- 消防署に届け出をする
- 消火用の水等を用意する
- その場を離れない
- 終了するときには完全に消火する
- 強風時や乾燥時にはしない
- ごみを焼却しない



ごみの野焼きから火災が発生!
ごみの焼却に罰金50万円!!

本当にあった話



届け出は、焼却等の行為を 消防署が許可するものではありません。 消防署が火災と間違わないために行っていただくものです。また、ごみの野焼き等は、法律により禁止されており、焼却した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金（又はこの併科）が科せられます。

新見市消防本部

問い合わせ先

電話 72-2810

